

④ インセンティブ付与の具体的な方法

省エネルギー推進のための具体的なインセンティブ付与の方法については、エネルギー関連業務を業務範囲の類型毎に整理する必要がある。

類型 1 は、エネルギー調達業務を民間事業者の業務範囲とすることから、民間事業者の努力による使用量の削減は自動的にサービス対価に転化されるため、新たにインセンティブ付与を行わなくてもよい。

類型 2 は、エネルギー調達業務を含まないため、使用量変動リスクのうち民間が負担するリスクに相当する部分については、インセンティブ付与を行うことで、事業期間を通じより効率的なエネルギーの運用が期待できる。

類型 3 は、エネルギー関連業務を含まないため、モニタリング等でエネルギー使用量に対する分析・提案を課す必要がある。その上で、類型 2 と同様にインセンティブ付与を行うことが望ましい。類型毎のインセンティブ付与の内容について、表 4-3 にまとめる。

なお、類型 2 及び 3 におけるインセンティブ付与の考え方として、ESCO 事業の例が参考になると考えられる。ESCO 事業では、民間事業者の省エネルギー等に向けた努力により、事業開始時に民間事業者が保証した金額よりもさらに光熱水費が削減された場合には、その利益を官民で折半するというものである。これを図 4-2 に示す。

表 4-3 各事業類型のインセンティブ付与の内容（例）

事業類型	付与の対象	インセンティブの内容
【類型 1】 ・ 光熱水費を PFI-LCC に含める	(光熱水費)	・ 光熱水費を含めることによって自動的に十分なインセンティブ付与がなされる。
【類型 2】 ・ エネルギーマネジメントを民間事業者の業務範囲に含める	エネルギーマネジメント業務費	・ 事業者選定時における審査基準に省エネルギーに関する項目を設け、適切な配点を行う。 ・ 民間事業者のエネルギーマネジメントにより光熱水費の削減が実現した場合、削減額の一部をインセンティブとしてサービス対価に上乗せして支払う。
【類型 3】 ・ エネルギー調達、エネルギーマネジメントとともに管理者等が実施	運営・維持管理業務費	・ 事業者選定時における審査基準に省エネルギーに関する項目を設け、適切な配点を行う。 ・ 民間事業者の業務改善等により光熱水費の削減が実現した場合、削減額の一部をインセンティブとしてサービス対価に上乗せして支払う。

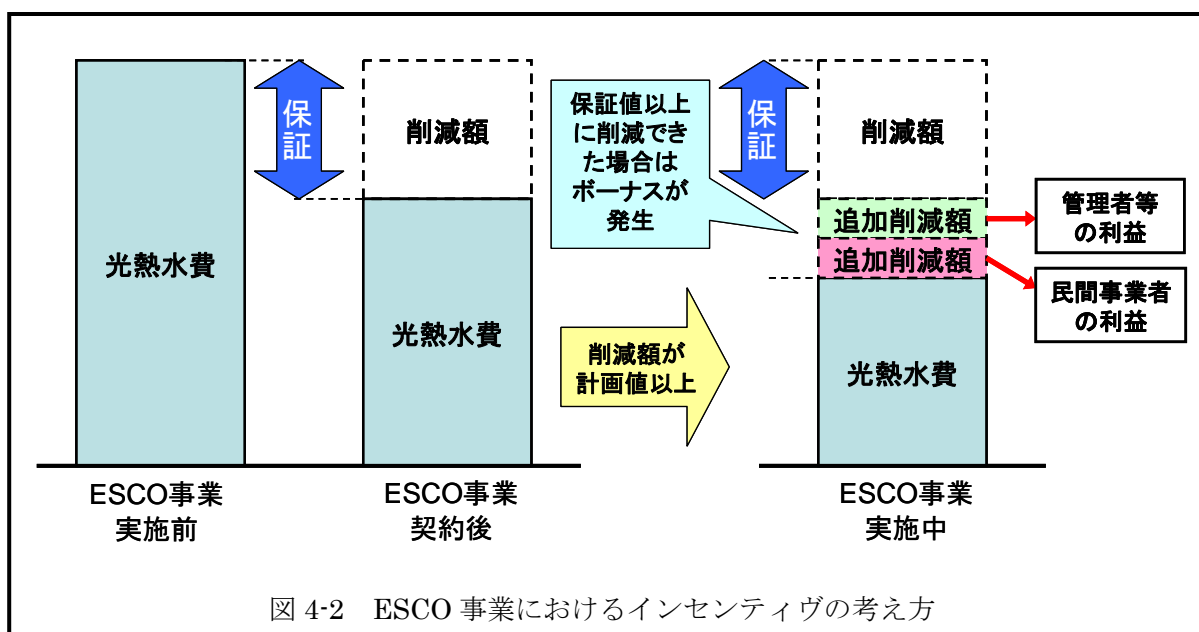


図 4-2 ESCO 事業におけるインセンティブの考え方

また、類型 2 及び類型 3 に共通する LCCO₂/LCC 削減の方策として、小学校冷房化事業の事例に見られるように民間事業者選定時に光熱水費を価格評価に含める等、評価基準等の中に省エネルギーや地球温暖化対策への配慮を盛り込むことが考えられる。具体的な記載内容は次のとおりである。

<小学校冷房化等事業の事例>

◆要求水準書におけるエネルギー関連記載事項の例

小学校の空気調和設備を更新することを目的としており、エネルギーとの関連が大きい